

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループの企業価値を最大限に高めることを基本方針とし、コンプライアンス(法令のみならず社会的規範も遵守)の実践を含む内部統制機能の充実、経営の透明性の確保と公正な情報開示、レスポンシブル・ケア活動(環境、安全、健康等に関する自主的管理活動)への取り組みを通じて、これを実現させていきたいと考えております。

具体的には、コンプライアンス体制として「クレハ・グループ倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」の制定と役員・従業員への浸透、取締役会及び経営会議における経営上の意思決定及び業務執行状況の確認、社長直轄の内部監査部による適正かつ効率的な業務執行状況の評価・検証及び指摘・提言、監査役及び会計監査人による実効性のある監査、環境保全・保安防災・労働安全・製品の安全と品質保証などの質の向上を目指したレスポンシブル・ケア活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
明治安田生命保険相互会社	13,746,000	7.57
東京海上日動火災保険株式会社	9,464,200	5.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,675,000	4.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	7,906,000	4.35
第一三共株式会社	5,830,000	3.21
株式会社みずほ銀行	4,000,000	2.20
野村信託銀行株式会社(投信口)	3,921,000	2.16
ジェーピー モルガン チェース バンク 385166(イギリス)	2,964,000	1.63
みずほ信託銀行株式会社	2,664,000	1.47
エバーグリーン(サウジアラビア)	2,128,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

ありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
竹田 恒治	他の会社の出身者				○					○
馬谷 成人	他の会社の出身者				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
竹田 恒治	○	1. 竹田恒治氏は、現在、セイコーホールディングス(株)顧問、KCJ GROUP(株)社外取締役、外務省外務人事審議会委員、(株)パソナ顧問およびマンダリンオリエンタル東京(株)社外取締役を務めていますが、セイコーホールディングス(株)、KCJ GROUP(株)、外務省外務人事審議会、(株)パソナおよびマンダリンオリエンタル東京(株)と当社および当社子会社との間に取引等はありません。 2. また同氏は、2005年4月まで伊藤忠商事(株)の業務執行に携わっていましたが、同社と当社および当社子会社の間には原料購入および製品販売等の取引がありますが、直近3事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社からの購入実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の2%未満且つ同社の売上高の1%未満であり、また、当社および当社子会社の同社に対する売上高は、当社連結売上高の2%未満であります。	左記の状況から、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断しており、事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験に鑑み、その見識と経験を生かして、企業経営全般の視点から当社の経営を監督していただくため指定しています。
		1. 馬谷成人氏は、現在、(株)みちのく銀行社外監査役(非常勤)を務めていますが、(株)みちのく銀行と当社および当社子会社との間に取引はありません。 2002年3月まで(株)富士銀行(現(株)みずほ銀行)の業務執行に携わっていましたが、現在の同行と当社および当社子会社との間には、借入れ等の取引関係がありますが、当社および当社子会社は複数の金融機関と取引を行っており、2014年3月	

馬谷 成人	○ 期末における同行からの借入れは当社および当社子会社の有利子負債額の15%程度であり、また、同氏が同行を退社してから10年以上が経過しています。 2. また同氏は、2002年4月から2003年6月までみずほ証券(株)に勤務していました。同社と当社および当社子会社との間には、証券関連業務の取引がありますが、直近3事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社への業務委託実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の1%未満且つ同社の営業収益の1%未満であります。 3. また、同氏は、2003年6月から日本酸素(株)(現太陽日酸(株))の常勤監査役を務め、2004年10月から2009年6月まで同社の業務執行に携わり、2009年6月から2013年6月まで同社の常勤監査役を務めていました。同社と当社および当社子会社との間には、原料購入および製品販売等の取引がありますが、直近3事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社からの購入実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の1%未満であり、また、当社および当社子会社の同社に対する売上高は、当社連結売上高の1%未満であります。	左記の状況から、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断しており、金融機関および事業会社の経営における高い見識と豊富な海外経験に鑑み、その見識と経験を生かして、企業経営全般の視点から当社の経営を監督していただくため指定しています。
-------	---	--

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・相互の監査計画を交換し、監査の重点項目の確認・調整を実施しております。
- ・監査役と会計監査人は、定期的に会合(原則月1回)を持ち、監査状況の確認を行うとともに、監査上の必要事項に関する諸問題について、意見交換を行っております。
- ・監査役は、会計監査人の会計監査、棚卸資産の実地棚卸、グループ会社往査に立ち会い、監査結果の報告を受けております。
- ・監査役は、内部監査の年次計画に基づく業務監査実施状況について適宜報告を受けております。
- ・「財務報告に係る内部統制」の監査の進捗状況について、定期的(原則月1回)に報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山口 治紀	他の会社の出身者									
北村 大	弁護士					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
		1. 山口治紀氏は、2002年4月まで安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)の業務執行に携わっていました。同社の特株比率は8%であり、金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主(自己又は他人の名義をもって総株	

山口 治紀		<p>主等の議決権の10%以上の議決権を保有している株主)には該当しません。また同氏は、2002年4月から安田ペインウェバー投信(株)、2003年8月から安田投信投資顧問(株)(安田ペインウェバー投信(株)と安田投資顧問(株)が併合)、2010年10月から2012年6月まで明治安田アセットマネジメント(株)(安田投信投資顧問(株)とMDAMアセットマネジメント(株)が併合)の業務執行に携わっていました。</p> <p>2. 現在、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命アセットマネジメント(株)と当社および当社子会社との間には、企業年金資産の運用委託等の取引関係がありますが、当社および当社子会社は複数の金融機関と取引を行っており、直近3事業年度の何れにおいても、当社および当社子会社の同社らへの運用委託料実績は、当社連結の売上原価、販売費および一般管理費の合計額の1%未満であります。また、当社および当社子会社の同社に対する保険料等は、同社らの保険料等収入の1%未満であります。</p>
北村 大	○	<p>北村大氏は、Americom Government Services, Inc.の日本における代表者および北村・牧山法律事務所の弁護士を兼務しておりますが、Americom Government Services, Inc.および北村・牧山法律事務所と当社および当社子会社との間に取引はありません。</p>

左記の状況から、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断しておりますが、独立性の要件の一つである「経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ないこと」の観点から厳格に判断し独立役員への指定は行っておりません。同氏は金融機関経営者としてのグローバルな経験と専門知識に基づいて適切な監査が期待できるため社外監査役として選任しています。

左記の状況から、同氏と一般株主との間で利益相反が生じる恐れはないと判断しており、弁護士および元外交官としての専門的な知識・経験等に基づいて、適切な監査が期待できるため指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

2007年2月13日の取締役会において、役員報酬制度の改定について決議しました。すなわち、経営の成果責任を明確にし、公正で透明性の高い役員報酬制度とすべく、業績と連動した賞与制度を導入するとともに、ストックオプションとしての新株予約権を付与する方式に改めることとしました。これらの施策は、2007年6月27日開催の第94回定時株主総会で承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 支那	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役10名に支払った報酬等の額 292,589千円(うち社外取締役4名 22,400千円)。
 監査役4名に支払った報酬等の額 85,684千円(うち社外監査役2名 33,600千円)。
 (注)1. 上記報酬等の額には、2014年6月25日開催の第101回定時株主総会で承認された取締役賞与の総額49,000千円(うち社外取締役2名に対し総額2,000千円)が含まれています。
 (注)2. 上記報酬等の額には、2013年7月16日開催の取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役4名に対してストック・オプションとして付与した新株予約権16,386千円(報酬等としての額)が含まれています。
 (注)3. 上記の取締役の報酬には、2013年6月25日開催の第100回定時株主総会終了の時をもって退任した取締役4名への支給額が含まれています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び非常勤の社外監査役に対しては、取締役会議案資料を事前に配布し、必要に応じて執行部門から説明を行い、その活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現在の体制

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化及び当社グループの経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役2名を含む6名であり、合計10名を限度として構成し、代表取締役社長が議長を務め、原則月1回開催し、重要な経営事項の決定と業務執行の監督を行っています。経営会議は代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長が指名する執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、経営全般にわたる中長期経営戦略及び基本方針等について審議し、また権限基準規程に定めた事項について決議し、業務執行を行っています。

・具体的な業務執行については組織規程、権限基準規程において、分掌業務及びその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図っています。

・クレハ・グループ各社における中・長期のビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的にクレハ連結経営会議を定期的に開催し、当社代表取締役社長が議長を務め、クレハ・グループの基本的な運営方針等の意見交換を行うことにより連結経営の強化を図っています。

・当社は、監査役が取締役会の決議事項及び報告事項の審議過程の把握ができる体制をとっています。また、経営会議およびクレハ連結経営会議へも監査役の代表が出席し、議題・案件の審議状況の把握ができる体制をとっています。

・代表取締役社長と監査役会は、連結経営の運営、コーポレート・ガバナンス、経営状況、会社に対処すべき課題等の会社運営について、定期的に意見交換を行っています。

・社外取締役と監査役会は、コーポレート・ガバナンス、経営状況、会社に対処すべき課題等の会社運営について、定期的に意見交換を行っています。

・取締役候補選任の基準は、当社の企業価値の増大に貢献できる人材という観点から、本人の資質、経験を考慮し、業務機能のバランスを勘案の上、総合的に決定しています。

・事業年度毎の経営に対する責任を明確にするため、取締役及び執行役員の任期は一年としています。

(2) 社外取締役の機能

・社外取締役は、それぞれの高い見識と豊富な経験に基づいて、当社経営に対する監督及び助言機能を果たしています。

(3) 監査役の機能強化に係る取組み状況

・監査役の機能強化に係る取組み状況については、『監査役と会計監査人の連携状況』、『監査役と内部監査部門の連携状況』及び『社外監査役のサポート体制』の各項目に記載の通りです。

【監査役監査を支える人材・体制の確保状況】

監査役が内部監査部と日常的に連携するとともに、内部監査部からの報告を定期的に受けるなど、監査運営上の充実を図っています。

【財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況】

常勤監査役の山口治紀氏は金融機関の出身で国際公認投資アナリストの資格を有しており、常勤監査役の佐藤光男氏は金融機関に勤務の後、当社グループ会社経理部長を経験するなど、各々財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

【独立性の高い社外監査役の選任状況】

当社の社外監査役である山口治紀・北村大剛氏は、高い独立性を有しており、それぞれの専門的視点に基づいて、適切な監査を行っています。

(4) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として監査法人日本橋事務所を選任し、会計監査を受けています。2014年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務の補助者の構成は以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員：千葉茂寛、渡邊均、矢島賢一（3名とも継続関与年数は7年以内です）

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、会計士補等6名、その他4名

・顧問弁護士には法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けています。

なお、当社の会計監査人である監査法人日本橋事務所は2014年6月25日開催の第101回定株主総会終結の時をもって任期満了により退任となり、同株主総会において新たに当社の会計監査人として新日本有限責任監査法人が選任され同株主総会終結の時をもって就任しました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社のガバナンス体制は、当社経営における意思決定及び業務執行ならびに監督にあたり有効に機能しており、現時点で最適な方法と認識しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目処に発送しております。第101期(2014年3月期)の場合、総会開催日は2014年6月25日ですが、招集通知は6月2日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示基本方針」を定め、当社ホームページ(http://www.kureha.co.jp/policies/index.html)に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中期的な経営戦略等を説明する説明会や決算説明会(中間、期末)をそれぞれ定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	東証での開示後、及び説明会開催後速やかに資料を掲載しております。また、「投資家情報」サイトの内容についても継続的に充実を図っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部が業務を分掌しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「クレハ・グループ倫理憲章」において、当社と関わるステークホルダーとの関係を尊重のうえ、国内外の法令、社会的規範及びその精神を遵守し、社会的良識をもって行動することを定めております。また、2004年に制定した「企業理念」や「行動基準」においても、地球市民として企業の社会的責任を十分認識し、様々なステークホルダーとの良好な関係を築いていくことを成文化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷の低減、製品の安全確保、安全操業、地域社会への貢献を目指した『レスポンシブル・ケア活動』に継続的に取り組んでおります。特に、当社いわき事業所では、地域との共生をテーマに良好なコミュニケーションを保つ様々な活動を行っております。また、社団医療法人呉羽会「呉羽総合病院」は、いわき市南部の中核病院として地域の医療に貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、次のとおり「情報開示基本方針」を定め、これをホームページにおいて公開しております。 当社は、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示を行うことを基本におき、適時・適切な情報開示を行います。 1. 当社はすべてのステーク・ホルダーに対し、金融商品取引法、証券取引所が定める「適時開示規則」並びに関係法令を遵守し、適時・適切な情報開示を行います。 2. 当社は、金融商品取引法、「適時開示規則」、その他関係法令の開示義務に該当する情報について、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)など、規定に定められた方法により開示を行います。また、開示した情報は速やかに当社ホームページに掲載します。「適時開示規則」に該当しない情報は、適時開示の精神を踏まえ、資料の提供、記者会見の実施、説明会の開催、印刷物の配布および当社ホームページなどにより、適時に開示します。 3. 当社は、当社の「情報開示ルール」に基づき情報開示を行います。また、実行した情報開示の適切性については、情報開示委員会が適宜検証を行います。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」(内部統制システムの基本方針)は次のとおりです。

＜企業活動の方針＞

当社は、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の一層の向上を目指し、以下の「企業理念」、「目指すべき方向」、「行動基準」を内部統制の基本コンセプトにおき、企業活動の指針とします。

「企業理念」

私たち(クレハ)は

- ・人と自然を大切にします。
- ・常に変革を行い成長し続けます。
- ・価値ある商品を創出して、社会の発展に貢献します。

「目指すべき方向」

私たち(クレハ)は、エクセレント・カンパニーを目指し挑戦し続けます。

「行動基準」

私たち(クレハ)は、地球市民として企業の社会的責任を認識して活動します。

お客様へ：顧客満足を第一に誠意と行動で応えます。

仕事へ：常に進歩と創造にチャレンジします。常に変化に対応し、グローバルな視野を持って行動します。

仲間へ：相互の意思を尊重しチームワークを発揮します。

1. 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社およびグループ各社は業務遂行に当たり、法令を遵守し、業務を適正に遂行する体制を確保します。

- 1) 当社はコンプライアンス(法令および社会的規範の遵守)体制として、「クレハ・グループ倫理憲章」および「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス重視の企業風土を徹底すべく、体制のより一層の強化を図っています。
- 2) 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会は当社のコンプライアンスを解説した「コンプライアンス・ハンドブック」、「コンプライアンス行動基準」をもとに研修等を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。
- 3) 法令等に反する行為を早期に発見するために社内および社外(弁護士)にホットライン(コンプライアンス相談・通報窓口)を設置し、法令のみに留まらず社会的規範の遵守に努めています。
- 4) 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした対応をすることが重要であると認識し、そのことを法令遵守教育を通じて、社内に周知徹底させるとともに、平素より関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図っています。
- 5) 当社は、内部監査の年次計画を取締役会で決議し、他部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部が、コンプライアンスやリスク管理体制を含む会社の内部管理体制等の適切性や有効性を評価検証し、これに基づき改善に関する指摘・提言を行なうことにより、経営効率および社会的信頼度の向上に寄与する体制をとっています。
- 6) 当社は製造会社として重要な課題であるレスポンシブル・ケア活動(環境保全、保安防災等に関する自主的管理活動)として、環境保全、保安防災、労働安全衛生、製品安全・品質保証、地域交流等の実施計画を策定し、実行しています。
- 7) 当社は「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価および公認会計士等による監査」を実施し、財務報告の信頼性の確保を図り、経営者(代表取締役)の責任の下、「内部統制報告書」を作成しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報である各種議事録、決裁書類等については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に書面または電磁的媒体に記録のうえ10年間保存し、適正な管理を行なっています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、事業活動に伴い発生するリスクを分類し、リスク・マネジメント委員会、レスポンシブル・ケア委員会、情報統括委員会の各委員会がリスク管理を行う体制をとっています。各委員会は当該リスクを認識し、回避、軽減を図るため具体的な対策について代表取締役社長に提言し、職制を通じ実行しています。
- 2) 当社は、環境・安全リスク対応として、環境保全については環境マネジメント・システム(ISO14001)、品質保証については品質マネジメント・システム(ISO9001)、労働安全衛生・健康については労働安全衛生マネジメント・システム(OHSAS18001)を導入し、環境保全、品質保証、労働安全衛生の継続的な改善を行っています。
- 3) 当社は、企業情報の適正な管理と運営のために、情報統括規程、情報セキュリティ管理規程、情報管理規程に基づき、それぞれに委員会を組織し、適切な情報セキュリティと情報開示の管理を行っています。
- 4) 不測の事態が発生したときは、非常事態対応規程に基づき対策本部の設置等の対応を行ない、人的安全確保を第一に、経済的損失を最小限に留め、企業活動を継続する体制を整えています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの強化および当社グループの経営における意思決定や業務執行の迅速化を図るため、経営における監督責任と執行責任を明確にしています。取締役会は、業務遂行を行う経営陣から独立している社外取締役2名を含む6名であり、合計10名を限度として構成し、代表取締役社長が議長を務め、原則月1回開催し、重要な業務遂行の決定と監督を行っています。経営会議は代表取締役社長が議長を務め、代表取締役社長が指名する執行役員を構成メンバーとして原則月2回開催し、経営全般にわたる中期経営戦略及び基本方針等について審議し、また権限基準規程に定めた事項について決議し、業務執行を行っています。
- 2) 具体的な業務遂行については組織規程、権限基準規程において、分掌業務およびその業務別・責任者別の権限について詳細を定め、効率的な運営を図っています。
- 3) クレハ・グループ各社における中・長期のビジョンおよびポリシーの統一を図ることを目的にクレハ連結経営会議を定期的に開催し、当社代表取締役社長が議長を務め、クレハ・グループの基本的な運営方針等の意見交換を行うことにより連結経営の強化を図っています。

5. クレハ・グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) クレハ・グループの業務の適正を確保するため、グループ共通の「クレハ・グループ倫理憲章」を定め、これをもとにグループ各社で「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス相談窓口取扱規程」を定め、国内外の法令、社会的規範およびその精神を遵守するとともに社会的良識を持って行動しています。
- 2) 内部監査部は定期的にグループ各社の業務監査を行い、監査結果を経営会議に報告のうえ、改善事項や検討事項の早期実施を図るとともに、他のグループ会社への水平展開を行なっています。
- 3) レスポンシブル・ケア委員会は、「オールクレハ・レスポンシブル・ケア協議会」を設置し、クレハ・グループとして、レスポンシブル・ケア活動を推進しています。
- 4) 当社および国内外グループ会社は品質力、購買・物流力、製造技術力、生産企画力、環境・安全力を強化する活動を実施しています。

6. 監査役を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役会との協議により、内部監査部の機能強化・拡充を図るとともに、監査役と内部監査部の緊密な連携により実効性ある監査に努めています。
- 2) 監査役の要請によりその職務を補助すべき従業員を置く場合は、補助従業員の権限、配属部門、指揮命令権等の明確化を行い、取締役側からの独立性を確保します。

7. 取締役・従業員が監査役に報告するための体制および監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 取締役は事業運営に影響を与える重要事項、コンプライアンス相談窓口の通報状況について監査役にすみやかに報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役・従業員に対して報告を求めることが出来ます。
- 2) 当社は、監査役が取締役会の決議事項および報告事項の審議過程の把握ができる体制をとっています。また、経営会議およびクレハ連結経営会議へも監査役の代表が出席し、議題・案件の審議状況の把握ができる体制をとっています。
- 3) 当社は監査役へ全ての稟議書・伺書、内部監査部の監査結果およびお客様相談室受付状況等を報告しています。
- 4) 監査役会は、代表取締役社長と連結経営の運営、コーポレート・ガバナンス、経営状況、会社が対処すべき課題等の会社運営について定期的に意見交換を行っています。
- 5) 監査役会は、社外取締役とコーポレート・ガバナンス、経営状況、会社が対処すべき課題等の会社運営について定期的に意見交換を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした対処をすることが重要であると認識し、そのことを法令遵守教育を通じて、社内に周知徹底させるとともに、平素より関係行政機関および外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該項目に関する補足説明 **更新**

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)当社の株式は譲渡自由が基本であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。
 (2)当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響をおよぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切にご判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。
 (3)しかし、当社株式の買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。
 当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付行為等や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みのひとつとして、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策である当社株式等の大規模買付行為への対応策を導入しています。2007年6月27日開催の第94回定時株主総会において承認された対応策は、2010年6月25日開催の第97回定時株主総会及び2013年6月25日開催の第100回定時株主総会の決議により、内容を一部変更した上で更新しております(以下「本対応策」といいます)。
 本対応策の概要は、次のとおりです。

本対応策は、議決権割合が20%以上となる当社株式等の大規模買付行為が行われる場合に買収者が守るべき大規模買付ルール(大規模買付行為に関する十分な情報提供と取締役会の十分な検討期間の確保)を明らかにし、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当等を活用し、買収者の持ち株比率の低下を狙うことを事前に公表する「事前警告型」です。

本対応策では、大規模買付ルールが遵守されている場合は、原則として対抗措置をとることはありません。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないとき、または大規模買付ルールを遵守した場合であっても以下のいずれかの事由があるときは、「独立委員会」の勧告及び株主の皆様意思を最大限尊重して、新株予約権の無償割当等の対抗措置を講ずることがあります。

- ・東京高裁四類型(グリーンメーラー、焦土化経営、資産流用目的、一時的高配当)に該当する場合
- ・強圧的二段階買収に該当する場合
- ・買収者の提案する買付条件(対価、算定根拠等)が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分・不適切な場合
- ・買収者による支配権獲得により、ステークホルダーとの関係を損なうことによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合
- ・買収者による買収後の経営方針が不十分・不適切であるため、中長期的な将来の企業価値との比較において、買収者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合

なお、独立委員会は、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保することを目的として設置するもので、社外取締役、社外監査役又は社外有識者から選任し、合計で3名以上にて構成されるものです。
 本対応策の有効期間は、2016年6月開催予定の定時株主総会最終時までの3年間とし、その後の更新については株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、その有効期間中であっても(1)株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は(2)取締役会により本対応策が廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

3. 本対応策の次に掲げる要件への該当性に関する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

「中期経営計画GROW GLOBALLY-2」および「コーポレート・ガバナンスの強化」は、いずれも企業価値・株主利益の向上の実現を図るためのものであり、当社取締役会は、その内容からして、基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えています。

また、当社取締役会は、本対応策の策定に際して、以下を考慮することにより、本対応策が、上記の基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えています。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を充たしていること
- ・企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること
- ・株主意思を尊重するものであること
- ・独立性の高い社外者の判断の重視
- ・合理的な客観的要件の設定
- ・デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策の詳細につきましては、2013年3月22日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について」を当社ホームページ(http://www.kureha.co.jp/newsrelease/uploads/20130322_960.pdf)に掲載しておりますので、ご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 情報開示基本方針

当社は、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示を行うことを基本におき、適時・適切な情報開示を行います。

(1)当社はすべてのステークホルダーに対し、金融商品取引法、証券取引所が定める「適時開示規則」並びに関係法令を遵守し、適時・適切な情報開示を行います。

(2)当社は、金融商品取引法、「適時開示規則」、その他関係法令の開示義務に該当する情報について、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)など、規定に定められた方法により開示を行います。また、開示した情報は速やかに当社ホームページに掲載します。

「適時開示規則」に該当しない情報は、適時開示の精神を踏まえ、資料の提供、記者会見の実施、説明会の開催、印刷物の配布および当社ホームページなどにより、適時に開示します。

(3)当社は、当社の「情報開示ルール」に基づき情報開示を行います。また、実行した情報開示の適切性については、情報開示委員会が適宜検証を行います。

2. 適時開示に係る体制

(1)開示に係る組織

当社では、会社情報の開示に係る事項については、広報・IR部が主管部門となり、関連部門と連携して適時・適切な情報開示を行っております。また、社則に定めた「情報統括規程」および「情報開示規程」に基づき、「情報統括委員会」および「情報開示委員会」を設置し、グループ会社を含めた会社情報の適正な管理体制の構築とその運営の推進に努めております。

(2)内部情報の管理

当社では、未公表の重要な会社情報について、「内部者取引管理規則」にしたがって厳重に管理するとともに、インサイダー取引の未然防止を図っております。

